

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）</p> <p>第七条 法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料</p> <p>三 市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会にあつては、教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録</p> <p>第八条～第十条</p> <p>（編集担当者の基準）</p> <p>第十一条 令第十五条第二号の規定により専ら教科用図書の編集を担当する者について文部科学省令で定める基準は、教科用図書の編集を適切に行い得ると認められる者が五人以上置かれていることとする。</p> <p>2 発行しようとする教科用図書の種目等により編集の業務の適切な遂</p>	<p>（新設）</p> <p>第七条～第九条</p> <p>（編集担当者の基準）</p> <p>第十条 令第十五条第二号の規定によりもつぱら教科用図書の編集を担当する者について文部科学省令で定める基準は、教科用図書の編集を適切に行ないうると認められる者が五人以上置かれていることとする。</p> <p>2 発行しようとする教科用図書の種目等により編集の業務の適切な遂</p>

行に支障がないと認められる特別な場合は、前項の規定にかかわらず、教科用図書の編集を適切に行い得ると認められる者が前項の数を下る数置かれていることを基準とすることができる。

行に支障がないと認められる特別な場合は、前項の規定にかかわらず、教科用図書の編集を適切に行ないうると認められる者が前項の数を下る数置かれていることを基準とすることができる。